

菊川市のZEB化推進等に向けた連携協定

菊川市（以下「甲」という。）と、佐野ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）及び大和ハウス工業株式会社（以下「丙」という。）は相互に連携を強化し、菊川市内における建築物のライフサイクルを通じたゼロ・エネルギービル化（以下「ZEB化」という。）の推進等に向けて、次のとおり協定を（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が相互に緊密に連携しながら双方の資源を有効に活用し、菊川市内の建築物ZEB化推進等に向けた取組を行うことにより、菊川市のゼロカーボンシティ実現に向けて協働することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）市内のZEB化推進に関する事項
- （2）ZEB化の認知度向上及び理解促進に関する事項
- （3）市及び県産材木材の利用促進に関する事項（「別紙」参照）
- （4）その他、本協定の目的に資する事業に関すること

（意見交換）

第3条 甲、乙及び丙は、前条各号に定める事項を効率的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲、乙及び丙合意の上、決定する。

（守秘義務）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承認を得た場合は、この限りではない。

（協定の見直し）

第5条 甲、乙及び丙いずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和10年3月末日とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲、乙又は丙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ各自その1通を所持する。

令和6年6月28日

静岡県菊川市堀之内61番地

甲 菊川市長



静岡県袋井市川井865-4

佐野ホールディングス株式会社

乙 代表取締役社長



静岡県浜松市中央区高林4丁目15番27号

大和ハウス工業株式会社 浜松支店

丙 支店長



別紙

□木材利用促進構想

以下の建築物木材利用促進構想は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき「建築物における木材利用を促進」するための「甲・乙・丙」による構想に沿ったものとして位置づけています。

建築物木材利用促進構想	
構想の内容	2025 年完成予定の菊川営業所整備を始め、乙は自社建築物の新築・増改築にあたり合法性のある静岡県産材を積極的に活用して木造化・木質化を図り、持続可能な社会やカーボンニュートラルの実現等に貢献する。さらに、乙の取引先等のお客様に対して広く木材利用の良さを PR することなどにより、2050 年カーボンニュートラルの実現等に貢献していく
構想の達成に向けた取組の内容	・新たに整備する乙の社屋ビルは「nearly ZEB」を目指しており、省エネ、CO2フリーのエネルギー活用に加えて、静岡県産材の利用によるCO2固定化を加えることでカーボンニュートラルの実現を具現化する。 ・具体的には、上記菊川営業所の内装（内装パース参照）に静岡県産材を積極的に活用する。 ・乙のお客様に対して、菊川営業所における木材利用、袋井本社における木材利用の実績、経験などを通し、木材利用の意義やメリットについて広く情報発信する。 ・丙と連携し、甲が開催するセミナーや現地見学会へ協力し、木材利用の普及促進に貢献する。 ・丙がカーボンニュートラルに向けた建築への取組等行う際に、それを具現化した建物として視察など積極的に協力する。
構想の対象区域	菊川市及び要請によって静岡県全域
構想の達成に向けた取組の実施期間	協定締結の日から令和 10 年 3 月 31 日まで